待機児童解消に向けた現状と取組 (厚生労働省資料)

平成29年4月17日(月)

働き方改革実行計画(平成29年3月28日働き方改革実現会議決定) 抜粋

8. 子育で・介護等と仕事の両立、障害者の就労

(1)子育て・介護と仕事の両立支援策の充実・活用促進

「待機児童解消加速化プラン」に基づき、これまで、2013 年度から2015年度までの3年間で合計約31.4 万人分の受け入れ枠拡大を実現し、2017 年度末までの目標を40 万から50 万人に上積みした。潜在的な保育ニーズも幅広く把握し、2017 年度末までには、企業主導型保育事業約5万人分とあわせて、当初目標を上回る53 万人分の整備を進める。

2018 年度以降についても、本年4月以降の各自治体における今後の改善状況等も踏まえ、新たなプランを策定する。

また、受け皿の拡大にあわせて、保育士資格の新規取得者の確保を図るほか、処遇改善や就業継続支援、離職者の再就職支援といった総合的な人材確保対策を講じる必要がある。

保育士の処遇改善については、技能・経験に応じたキャリアアップの仕組みを構築し、処遇改善に取り組む。2017 年度予算では、全ての保育士に2%の処遇改善を実施する。これにより、政権交代後、合計で10%の改善が実現する。加えて、保育士の方々には、概ね3年以上で月5千円、7年以上で月4万円の加算を行う。

また、保育園等において、病児保育、延長保育や一時預かり、障害児支援などの多様な保育を提供できるよう、今後さらに、 これらの受け皿の拡大やニーズに応じた柔軟な利用を進めていく。保育サービス以外にも、育児や家事の負担を軽減し、仕事 と両立しやすい社会を実現するための方策も検討する。

また、子供を産んでも仕事を続けられるための支援を強化していく観点から、子育てを理由に仕事を辞めずに済むよう、保育 園が見つからない場合などは、育休給付の支給期間を最大2歳まで延長する。

あわせて、「小1の壁」打破に向けて、放課後児童クラブの受け皿整備とともに、処遇改善等を進める。 (略)

(男性の育児・介護等への参加促進)

女性の就業が進む中で、依然として育児・介護の負担が女性に偏っている現状や男性が希望しても実際には育児休業の取得等が進まない実態を踏まえ、男性の育児参加を徹底的に促進するためあらゆる政策を動員する。

このため、育児休業の取得時期・期間や取得しづらい職場の雰囲気の改善など、二一ズを踏まえた育児休業制度の在り方について、総合的な見直しの検討に直ちに着手し、実行していく。

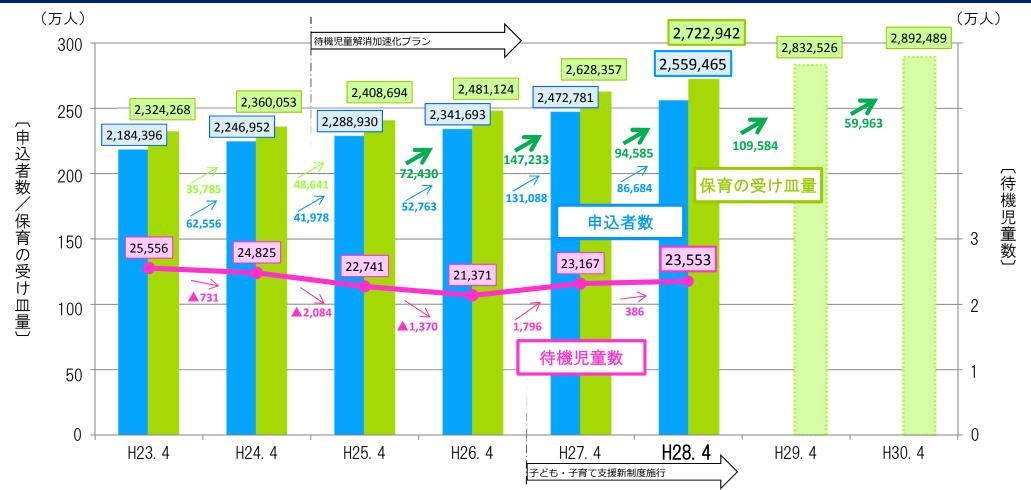
また、制度があっても実際には育児休業等を取得しづらい雰囲気を変えるため、育児休業の対象者に対して事業主が個別に取得を勧奨する仕組みや、育児目的休暇の仕組みを育児・介護休業法に導入する。併せて、部下や同僚の育児・介護等に配慮・理解のある上司(イクボス)を増やすため、ロール・モデル集の作成やイクボス宣言を広める。

さらに、次世代育成支援対策推進法に基づく子育てしやすい企業の認定制度(くるみん認定)について、男性の育児休業取得に関する認定基準を直ちに引き上げる。また、2017年度に同法(一般事業主行動計画)により個別企業における男性の育休取得状況を見える化することを検討し、同法の改正後5年に当たる2020年度までに、更なる男性育休取得促進方策を検討する。

待機児童及び待機児童解消加速化プランの状況について

(平成28年9月2日公表)

- 〇 「待機児童解消加速化プラン」に基づき、平成25~27年度で、申込者数を上回る保育の受け皿整備(31.4万人分) を実施。
- 各自治体の保育拡大量の見直しにより、平成25~29年度までの5年間では、約48.3万人分の拡大を見込んでおり、 昨年公表した数値(約45.6万人分)を約2.7万人分上回る見込みとなっている。
- さらに、平成28年度から実施している企業主導型保育事業による受け皿拡大見込約5万人分と合わせると、 平成25~29年度までの5年間の合計は、約50万人分から約53万人分に拡大する見込み。
- 一方、平成28年度の保育所等申込者数は、約256万人で、昨年度と比較して増加(約8.6万人増)。
- 平成28年4月時点の待機児童数は、23,553人で、昨年度と比較して増加(386人増)。



待機児童の状況(年齢別)

- 待機児童が2万人を上回る水準で推移している一方で、保育利用率 (利用児童数/就学前児童数) は年々上昇している。
- 〇 特に1・2歳児の利用率は上昇傾向にあり、平成28年4月1日の利用率は41.1%となっている。待機児童も 1・2歳児に多く、全体の71.1%を占めており、今後も1・2歳児の受け皿拡大を中心に取組を進めていく。

●待機児童数及び保育利用率の推移



●年齢別待機児童数、利用児童数

		28年待機	児童	28年利用児童	
低年齢児(0~2歳)		20, 446人	(86. 8%)	975, 056人	(39. 7%)
	うち0歳児	3, 688人	(15. 7%)	137, 107人	(5. 6%)
	うち1・2歳児	16, 758人	(71. 1%)	837, 949人	(34. 1%)
3歳以上児		3, 107人	(13. 2%)	1, 483, 551人	(60. 3%)
全年齡児計		23, 553人	(100.0%)	2, 458, 607人	(100.0%)

就学前児童数				
3, 006, 100人				
967, 100人				
2, 039, 000人				
3, 156, 200人				
6, 162, 300人				

ß

待機児童の状況(地域別)

- 待機児童については、全国の市区町村(1,741)のうち、約8割の市区町村(1,355)においてゼロ。
- 待機児童は都市部(*)に多く見られる状況にあり、全体の74.3%(待機児童数17,501人)を占めている。
 - (*都市部:首都圏(埼玉・千葉・東京・神奈川)、近畿圏(京都・大阪・兵庫)の7都府県(政令指定都市・中核市含む)とその他の政令指定都市・中核市)
- 自治体の積極的な保育の受け皿整備により、昨年度より、待機児童が減少したところが見られる(193市区町村)
- 一方、都市部の一部の市区のように、申込者数の増加が受け皿拡大分を上回り、待機児童が増加したところ (232市区町村)も見られる。

●待機児童数に100人以上増減のあった地方自治体

1. 待機児童数が100人以上減少した市区

			待機児童数			定員数	
	都道府県	市区町村	H28. 4. 1	H27. 4. 1	減少数	対前年 増加数	増加率
1	千葉県	船橋市	203	625	▲ 422	1, 548	16. 1%
2	熊本県	熊本市	0	397	▲ 397	1, 555	8. 6%
3	宮城県	仙台市	213	419	A 206	3, 012	19. 7%
4	静岡県	浜松市	214	407	▲ 193	1, 245	11. 1%
5	沖縄県	宜野湾市	172	350	▲ 178	304	13. 2%
6	東京都	葛飾区	106	252	1 146	598	6. 3%
7	大分県	大分市	350	484	▲ 134	305	3. 5%
8	埼玉県	川口市	98	221	▲ 123	348	4. 5%
9	兵庫県	加古川市	140	252	▲ 112	526	13. 9%
10	東京都	新宿区	58	168	▲ 110	780	15. 7%
11	栃木県	宇都宮市	29	136	▲ 107	306	3. 4%
12	東京都	豊島区	105	209	▲ 104	832	21. 2%

2. 待機児童数が100人以上増加した市区

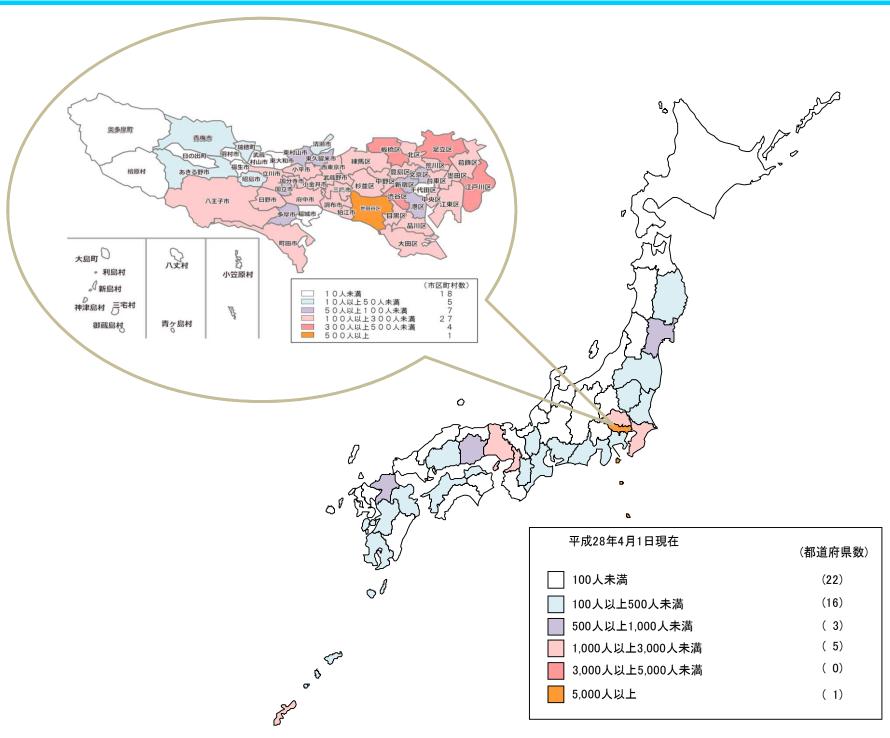
			待機児童数			定員数	
	都道府県	市区町村	H28. 4. 1	H27. 4. 1	増加数	対前年 増加数	増加率
1	岡山県	岡山市	729	134	595	192	1. 2%
2	香川県	高松市	321	129	192	35	0. 4%
3	東京都	中央区	263	119	144	320	9. 6%
4	千葉県	市川市	514	373	141	568	8. 4%
5	大阪府	吹田市	230	90	140	259	4. 8%
6	兵庫県	明石市	295	156	139	82	1. 9%
7	鹿児島県	鹿児島市	151	24	127	553	4. 8%
8	東京都	荒川区	164	48	116	246	5. 6%
9	東京都	江東区	277	167	110	668	6. 7%
10	兵庫県	西宮市	183	76	107	115	1. 8%

●待機児童数が200人以上の地方自治体

	都道府県	市区町村	H28. 4. 1 待機児童数	H27. 4. 1 待機児童数	前年比
1	東京都	世田谷区	1, 198	1, 182	16
2	岡山県	岡山市	729	134	595
3	沖縄県	那覇市	559	539	20
4	千葉県	市川市	514	373	141
5	東京都	江戸川区	397	347	50
6	東京都	板橋区	376	378	▲ 2
7	沖縄県	沖縄市	360	296	64
8	大分県	大分市	350	484	▲ 134
9	香川県	高松市	321	129	192
10	東京都	渋谷区	315	252	63
11	東京都	足立区	306	322	▲ 16
12	東京都	目黒区	299	294	5
13	東京都	府中市	296	352	▲ 56
14	兵庫県	明石市	295	156	139
15	東京都	調布市	289	296	▲ 7
16	東京都	江東区	277	167	110
17	大阪府	大阪市	273	217	56
18	東京都	三鷹市	264	209	55
19	東京都	中央区	263	119	144
20	東京都	中野区	257	172	85
21	東京都	台東区	240	170	70
22	東京都	北区	232	160	72
23	沖縄県	浦添市	231	157	74
24	大阪府	吹田市	230	90	140
25	東京都	大田区	229	154	75
26	大阪府	豊中市	217	253	▲ 36
27	静岡県	浜松市	214	407	▲ 193
28	宮城県	仙台市	213	419	▲ 206
29	千葉県	船橋市	203	625	▲ 422

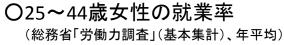
* 定員数: 『保育所等関連状況取りまとめ』における保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園型認定こども園、 地方裁量型認定こども園、小規模保育事業、家庭的保育事業、事業所内保育事業、居宅訪問型保育事業の定員

(参考)各都道府県別の待機児童の状況(平成28年4月1日現在)



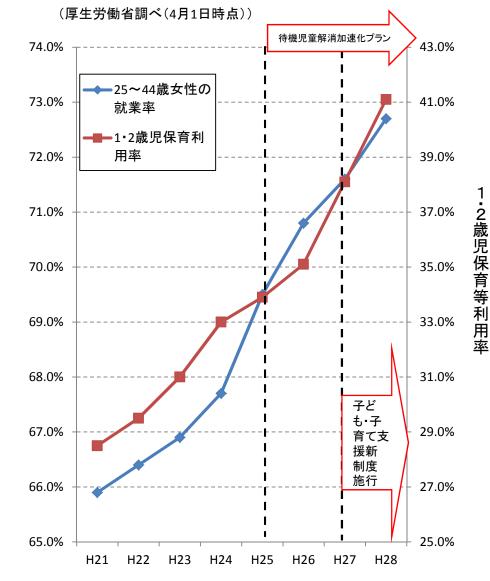
都道府県	待機児童数
	人
北海道	94
青森県	0
岩手県	194
宮城県	638
秋田県	33
山形県	0
福島県	462
<u> </u>	382
栃木県	155
群馬県	5
埼玉県 千葉県 東京都	1,026
十葉県	1,460
果只都	8,466
神奈川県	497
新潟県	0
富山県	0
石川県	0
福井県	0
山梨県	0
長野県	0
岐阜県	23
静岡県	449
愛知県	202
三重県	101
滋賀県	339
京都府	64
大阪府	1,434
兵庫県	1,050
奈良県	260
和歌山県	10
鳥取県	0
島根県	38
岡山県	875
広島県	161
山口県	65
徳島県	60
香川県	324
資川県 愛媛県	110
高知県	42
福岡県	948
佐賀県	18
長崎県	70
熊本県	233
大分県	370
宮崎県	64
鹿児島県	295
<u>沖縄県</u>	2,536
計	23,553

女性就業率(25~44歳)と保育園等の利用率等の推移



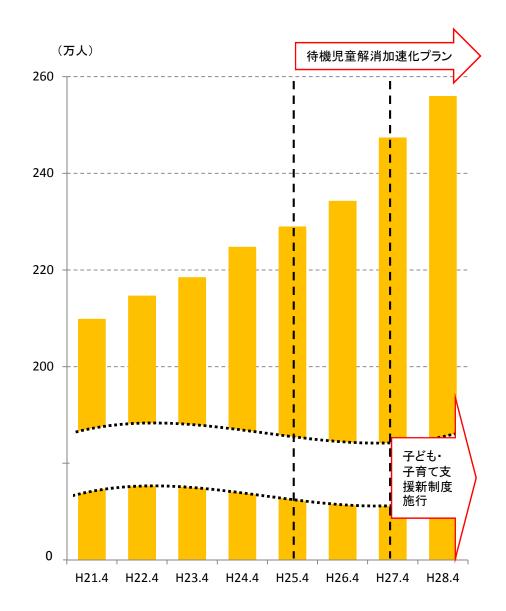
〇1・2歳児保育利用率

女性の就業率

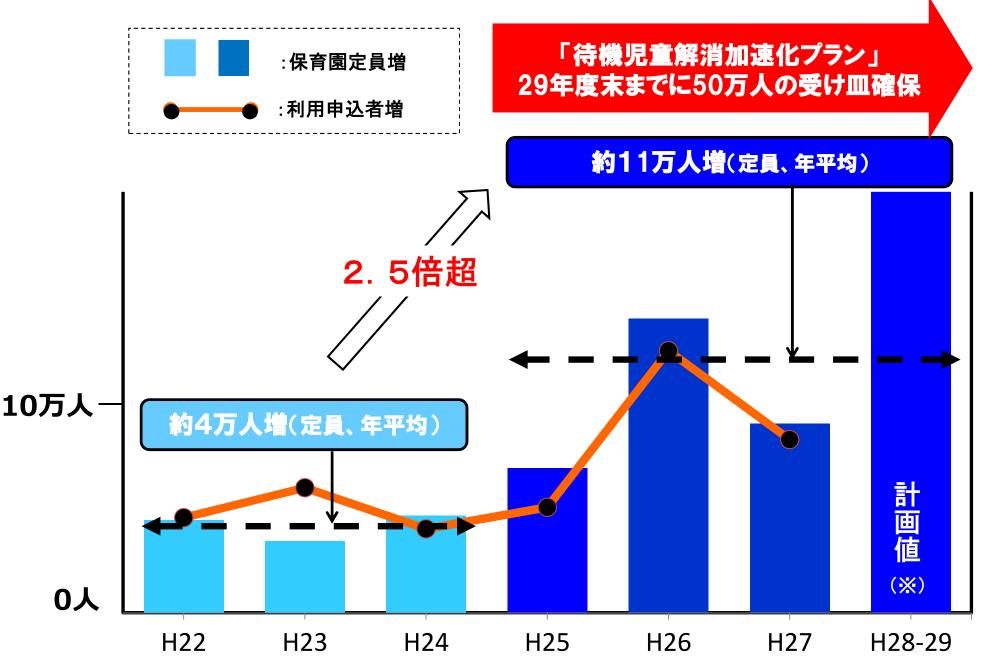


〇保育の申込者数

(厚生労働省調べ(4月1日時点))

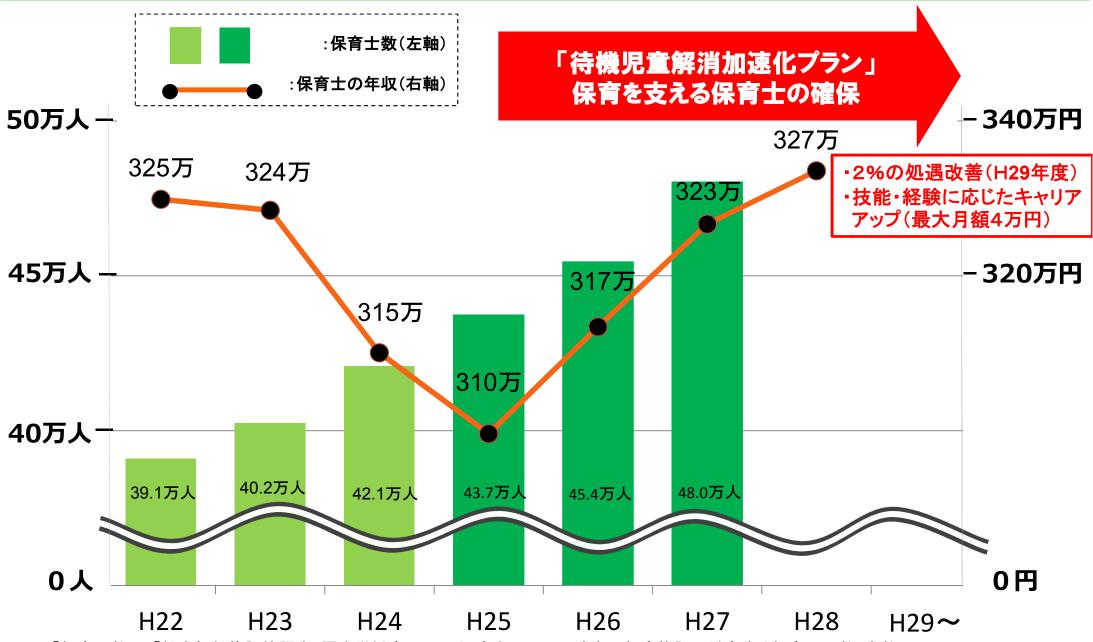


「保育園の定員」と「利用申込者」の増加数



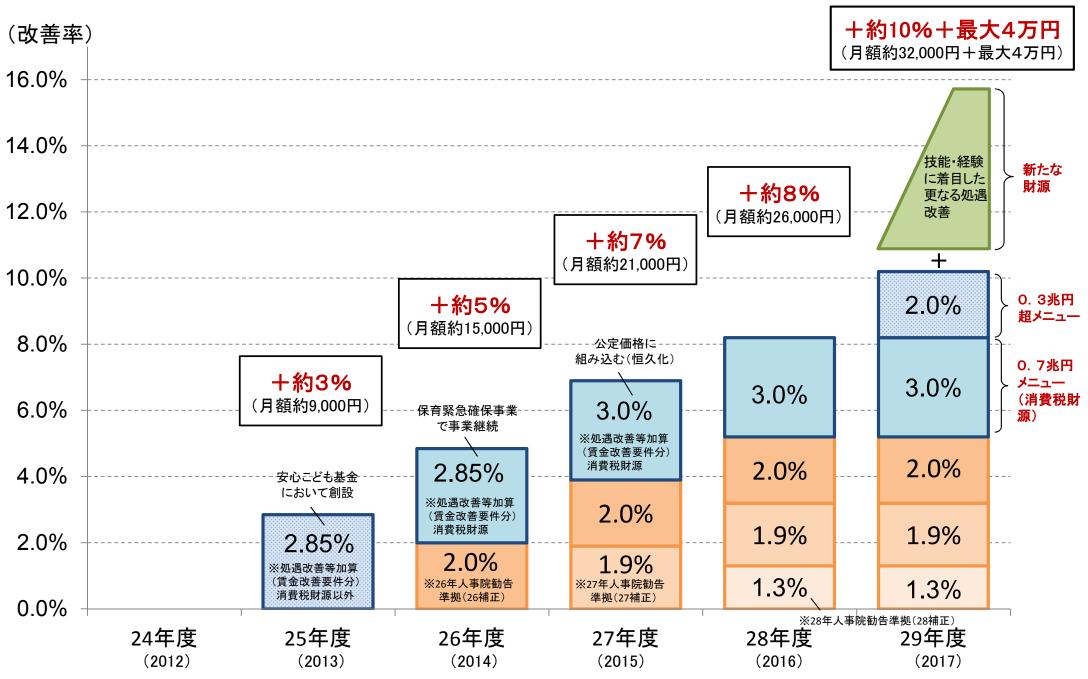
※保育園の定員は年度単位(H28·29は企業主導型保育分約5万人を含む)、利用申込者は4月1日時点 ※「保育園」とは、保育園以外にも、認定こども園、小規模保育事業等を含む ※各自治体の保育拡大量の見直しにより、 平成25~29年度までの5年間の受け皿拡大 量の合計は、約53万人分に拡大する見込み。

「保育士数」と「保育士の年収」の推移



- ※「保育士数」は「社会福祉施設等調査(厚生労働省)」による、各年10月1日時点の保育施設に従事する保育士の数(実数)
- ※「保育士の年収」は、「賃金構造基本統計調査(厚生労働省)」における6月の月収と前年の賞与から推計
- ※「保育士の年収」は、「真金博垣奉や杭計調査(序エカ関目)」「のいるのののののでは、います。」。これでは、保育教諭(主幹保育教諭、指導保育教諭、助保育教諭、講師を含む)及び小規模保育事業所における保育従事者及び家庭的保育者 8 のうち、保育士資格保有者の数を含む。

保育士等の処遇改善の推移(平成24年度との比較)



[※] 処遇改善等加算(賃金改善要件分)は、平成25、26年度においては「保育士等処遇改善臨時特例事業」により実施

[※] 各年度の月額給与改善額は、予算上の常勤保育士の給与改善額

待機児童解消に関する緊急対策の概要 平成28年3月28日 厚生労働省公表 同年4月7日 雇用均等・児童家庭局長通知

〇 待機児童解消までの<mark>緊急的な取組と</mark>して、平成27年4月1日現在の**待機児童数が50人以上いる114市区町村**及び待機児童を解消するために 受け皿拡大に積極的に取り組んでいる市区町村を対象に、以下の措置を実施する。

I 実態把握と緊急対策体制の強化

- ●厚生労働大臣と市区町長との緊急対策会議等(H28.4.18開催)
- ●自治体からの優良事例・課題・要望等の受付(H28.4.18に関係自治体にフィードバック)
- ●厚生労働省ホームページによる保育に関する国民からのご意見等の募集 (H28.5.20公表、H28.7.28最終公表)
- ●「保活」の実態を調査(H28.4.28中間公表、H28.5.20更新版公表、H28.7.28最終公表)。調査結果を受けた自治体宛対応要請(H28.7.28発出)
- ●保育コンシェルジュの設置促進(IV参照)

Ⅱ 規制の弾力化や人材確保等

【受入れ強化】

- ●保育園等への臨時的な受入れ強化の推進(国基準を上回る部分を活用)
- ●自治体が独自に支援する保育サービスの支援(認可化移行にあたり、移行期限 (5年間)の緩和、児童一人当たり概ね月額5,000円程度の運営費補助)
- ●認可基準を満たす施設の積極的認可(待機児童のいる自治体に対して徹底)
- ●小規模保育園等の卒園児の円滑移行(連携施設の設定に市区町村が積極的に関与、19人を超えた受入れの拡大(22人まで)の推進)
- ●幼稚園の長時間の預かり保育への支援強化
- ●定員超過入園の柔軟な実施(定員を120%超えて入園させた場合に3年目に公定価格が減額される取扱いについて、期限を2年間⇒5年間に延長)

【人材確保】

- ●土曜日共同保育が実施可能(公定価格の減額なく可能)であることの明確化
- ●保育人材の資質向上・キャリアアップのため、学生、新任保育士、主任保育士、 管理者向け研修を推進
- ●保育士の業務負担軽減のためのICT化の推進(1か所当たり100万円)
- ●保育補助者雇い上げ支援等の推進 (*1か55分より年額205.2下円を貸付)
- (・1か所当たり年額295.3万円を貸付(最長3年間)
- ・短時間勤務の補助者の雇い上げる場合は、1か所当たり年額221.5万円を補助)
- ●短時間正社員制度の活用を推進、育児休業取得を推進
- ●未就学児のいる保育士の子どもの優先入園を推進
- ●朝夕等における保育士配置の弾力化の円滑かつ着実な実施

Ⅲ 受け皿確保のための施設整備促進

- ●施設整備費支援の拡充
- ① 資材費等の高騰などを踏まえた借地料への支援の強化(土地借料加算について、2.120万円⇒4.240万円に2倍引き上げ)
- ② 小学校の空き教室等の活用(地域の余裕スペース活用促進加算の基準額を標準310万円⇒1349.4万円、都市部340万円⇒1484.4万円に約4倍引き上げ)
- ③ 公園などの都市施設等を活用した保育園等の設置促進
- ●改修費支援等の拡充
- ① 地域のインフラ(空き家、空き教室など)を活用した一時預かりの推進(一時預かり事業を実施するための改修費事業を新たに補助対象とする (1施設当たり3,200万円))
- ② 改修費支援の拡充(小規模保育事業の改修費や家庭的保育の改修費について、1施設当たり3,200万円に拡大)

Ⅳ 既に取り組んでいる事業の拡充・強化

- ●保育コンシェルジュの設置促進(夜間・休日などの時間外相談について、「夜間・休日加算」(1か所当たり年額187.3万円)により支援)
- ●緊急的な一時預かり事業等の活用(国の補助単価を現行の4/3に見直しし、 本人負担を1/2から1/3に軽減)
- ●広域的保育所等利用事業の促進(送迎バスを活用し市区町村の圏域を越えて 保育園等の広域利用を支援等)
- ●地域の中での円滑な整備促進(防音壁設置対策の継続実施、保育施設建設に対する地域住民等との円滑な合意形成支援のためのコーディネーターの配置)

V 新たな事業所内保育の積極展開

- ●企業主導型保育事業(事業所内保育を主軸とした新規の保育事業)の積極的展開
- ●企業間及び企業と保育事業者間のマッチング機能強化のためのコーディネーター の配置
- ●既にある事業所内保育園の空き定員も有効活用し、受け皿を確保
- ●企業主導型保育事業のための保育人材確保(研修を終了した子育て支援員の 登録等)

「切れ目のない保育のための対策」(概要) 平成28年9月2日厚生労働省公表 ※平成29年度予算を反映 〈課 題〉 3歳以降 O歳 1・2歳 待機児童対策の横展開 市区町村の取組の底上げ ・待機児童対策会議の開催 が必要 ・事例集の作成等、自治体ごとの好事例の横展開 新 0~5歳児の受け皿整備 認可保育園(分園を含む)、認定こども園、企業主導型保育の整備促進 ²⁸ ²⁹ 認可外保育施設や地方単独保育施設の認可化移行支援 29 29 O歳児への対応 3~5歳児の受け皿整備 ・0歳児期の育児休業終了後の「入園予約制」の導入支援 29 新 3歳児以降の継続的な保育確保(「3歳の 保育と接続のとれた育休期間の延長の検討 29 新 保育の受け皿整備が必要 壁」打破)に向けて、 ・3歳以上に特化した拠点保育園に3歳未 0~2歳児の受け皿整備 満対象の「サテライト型小規模保育事業 待機児童の7割以上を占める1・2歳児の受け皿確保に向けて、 所」の設置支援 29 ・小規模保育や家庭的保育(保育ママ)の整備 28 29 ・幼稚園型の一時預かり等の実施 29 ・幼稚園の小規模保育事業所の設置及び認定こども園への移行支援 28 29 土地等の確保の支援 ・賃借料の高騰に対応した賃借料への支援強化 29 土地が確保しにくい ・小学校の余裕教室、公有地、公民館、公園、郵便局等の活用 28 29 29 保育園等に土地を貸す際に固定資産税の減免が可能な旨の明確化 新 保育人材の確保・保育の質の確保 ・ベースアップを中心とした賃金引上げの推進 29 賃金台帳のチェックの導入による賃上げ実施の推進 新 ・ICT化の推進による保育士の保育業務への専念化 保育人材の確保が難しい ・保育補助者について、雇上げの支援及び保育士資格取得の推進 28 ・修学資金の貸付等による新規人材の確保・育成 保育の質の確保が必要 ・潜在保育士の再就職支援 28 ・保育指針の改定(新) ・保育関連事業主の雇用管理の改善(魅力ある職場づくり) 28 29 ・非正規雇用の保育士のキャリアアップの推進 28 29 保護者や地域のニーズへの対応 保護者のニーズをかなえる「保育コンシェルジュ」の展開 29 地域住民の協力が必要 保育園等の設置の際に地域住民との合意形成等を進める「地域連携コーディネーター」の機能強化 29 利用調整に係る市区町村の基準の公表 新 多様な就労形態に応じた保育 多様な働き方への支援 ・保育園等における延長保育、一時預かり、病児保育など多様な保育の推進 が必要

※ 28 は28年度補正予算、 29 は29年度本予算、 ま 3 は新規の予算非関連に係る事項